

京都府庁舎窓口での納付方法

— 広域振興局総合庁舎、中丹東保健所で納付する場合 —

- 1 手数料等の金額を府HPや手続要領、又は申請先窓口への問合せ等により御確認ください。
- 2 申請先の府各庁舎の支払窓口で必要手数料等をお支払いください。
 - ◆ 中丹東保健所では、中丹東保健所への申請手数料のみお支払いいただけます。
 - ◆ 支払方法は、現金、クレジットカード、電子マネー、スマホ決済からお選びいただけます。

種別	ブランド
現金	—
クレジットカード	Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover 
電子マネー	iD、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay、交通系電子マネー（PiTaPa除く） 
スマホ決済	PayPay、au PAY、メルペイ、楽天ペイ、d払い 

- 3 納付済証とレシートがセットになったものが発行されます。
- 4 申請先窓口にて納付済証とレシートの間を御自身で切り取り線に沿って切り取ってください。
- 5 納付済証を申請書に添付し、申請先窓口にて御提出ください。

点線で切り取ってください。

注意

- ◆ <納付済証>の再発行はできません。
- ◆ <納付済証>を紛失された場合、レシート(領収書)をお持ちであっても再度の納付が必要となりますので、<納付済証>は申請等の手続をするまで大切に保管し、すぐに手続に使用することをおすすめします。
- ◆ 別に領収書が必要な場合は、現金決済の場合のみ領収書の発行が可能です。

